

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
29 年－ 26 (29. 8.21)	総 務	<p>公文書の適切な管理運用を求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由 防衛省において、情報公開請求に対して「破棄した」として いた PKO 部隊の「日報」が、実は保管されていたにもかかわらず、公表されなかったことが分かった。これについては、 特別監察が実施され、この破棄行為に問題があったとする内容 の報告書が、先ごろまとめられたところである。</p> <p>昨年 10 月、ジャーナリストの男性が、自衛隊の PKO 部隊が 2016 年 7 月 7 日から 12 日までに作成した日報の開示請求を 行った。当初、当局は、「破棄された」として、昨年 12 月初め、 不開示とする決定をした。ところが、この経緯を知った、閣僚 経験のあるベテラン自民党議員が、再調査を求めたことで改めて 探したところ、昨年 12 月 26 日、日報の電子データが残って いたことが分かった。</p> <p>菅義偉内閣官房長官は、「あまりにも怠慢で、適切に対応 していない」、「厳重注意に値する」と述べた。</p> <p>公文書（アーカイブス）は、国民全体の共有財産である。 そのとき、その議案・法案・条例はどのような経過で提案され、 行政行為はどのような議論・決裁過程でなされたのか。後に 検証する過程で、重要な史料となる。</p> <p>鳥取県にも公文書館が存在し、また、総務部政策法務課に おいても、県公文書の適切な管理運用に向けて、各所属への 指導・助言がなされ、各所属には文書管理主任が置かれている ことから、公文書の重要性に対する認識は、共有していた だけだと思う。</p> <p>ところで、公文書等の管理に関する法律（公文書管理法）で は、行政文書を、①省庁の職員が作成又は取得、②組織的な 用途に供するもの、③省庁が保有するもの、と定義される。</p> <p>この②「組織的用途」に関しては、省庁の共有フォルダーに ある行政文書を「個人メモ」といって公開せず、破棄していた</p>	足 羽 佑 太 (倉吉市)

		<p>ことが問題になった。これが許されるならば、何でも恣意的に、情報公開の対象にならないことになってしまう。</p> <p>また、文書の保存期間は様々であるが、保存期間が1年未満とされるものもある。行政プロセスでは、大量の文書が出るところ、軽易かつ重要度の低い文書については、1年未満の保存期間とすることは、理解できる。一方、この文書に該当するといってしまうと、その期間経過後に、事案の検証は困難になるため、このカテゴリと設定する文書の妥当性についても検証が必要である。</p> <p>ガイドライン等において、文書の種類に応じた適切な管理期間の設定が必要である。何より、公務員の事務サイドにおいて、公文書が、意思決定の妥当性を後に検証する過程において必要となる史料であるという認識を持ち、当該期間やガイドラインを守ろうとする意識が必要であり、各省庁部局における研修機会の充実が必要である。</p> <p>鳥取県議会において、その旨、意見書の提出をお願いしたい。</p> <p>▶陳情趣旨 鳥取県議会において、国に対し、公文書の適切な管理・運用を求める意見書を提出すること。</p>	
--	--	---	--